

基本手当に係る現状

基本手当の受給者実人員の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年度比
平成18年度	583,255	△7.1
平成19年度	566,666	△2.8
平成20年度	606,686	7.1
平成21年度	854,617	40.9
平成22年度	653,553	△23.5
平成23年度	624,953	△4.4
平成24年度	576,277	△7.8
平成25年度	526,858	△8.6
平成26年度	467,052	△11.4
平成27年度	435,563	△6.7

(注)各年度の数値は年度間月平均値である。

【月別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年比
平成26年 8月	509,575	△12.9
9月	506,530	△8.8
10月	490,143	△10.4
11月	445,948	△11.2
12月	443,810	△8.2
平成27年 1月	433,580	△9.5
2月	415,666	△7.5
3月	415,206	△5.3
4月	405,074	△6.5
5月	430,921	△12.6
6月	468,379	△5.8
7月	478,019	△8.2
8月	479,604	△5.9
9月	470,654	△7.1
10月	454,295	△7.3
11月	430,641	△3.4
12月	415,796	△6.3
平成28年 1月	406,683	△6.2
2月	396,410	△4.6
3月	390,274	△6.0
4月	369,192	△8.9
5月	407,270	△5.5
6月	433,361	△7.5
7月	427,977	△10.5

基本手当の受給資格決定件数の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	受給資格決定件数	
		前年度比
平成18年度	1,987,274	△4.8
平成19年度	1,895,008	△4.6
平成20年度	2,200,007	16.1
平成21年度	2,265,042	3.0
平成22年度	1,902,110	△16.0
平成23年度	1,931,711	1.6
平成24年度	1,831,443	△5.2
平成25年度	1,665,847	△9.0
平成26年度	1,564,722	△6.1
平成27年度	1,491,060	△4.7

(注)各年度の数値は年度合計値である。

【月別】

(単位：人、%)

	受給資格決定件数	
		前年比
平成26年 8月	112,682	△9.0
9月	124,499	1.6
10月	141,192	△9.0
11月	97,716	△12.3
12月	84,437	△5.6
平成27年 1月	126,262	△6.2
2月	107,809	△0.2
3月	116,368	1.9
4月	213,954	△8.6
5月	151,670	△8.6
6月	127,833	4.2
7月	125,145	△4.5
8月	109,365	△2.9
9月	114,092	△8.4
10月	137,115	△2.9
11月	98,881	1.2
12月	82,010	△2.9
平成28年 1月	113,876	△9.8
2月	107,089	△0.7
3月	110,030	△5.4
4月	189,742	△11.3
5月	153,363	1.1
6月	120,681	△5.6
7月	108,629	△13.2

基本手当の主要指標の推移

(初回受給者数・平均受給日数・平均受給日額・総支給額)

	初回受給者数 (人)	平均受給日数	平均受給日額	総支給額 (千円)
H 1 2 年度	2,099,963	152.8日	5,899円	1,892,908,616
H 1 3 年度	2,375,228	144.3日	5,876円	2,013,622,077
H 1 4 年度	2,312,366	140.0日	5,988円	1,938,180,010
H 1 5 年度	1,990,245	129.2日	5,632円	1,448,076,575
H 1 6 年度	1,790,799	115.1日	5,093円	1,049,981,999
H 1 7 年度	1,704,781	110.4日	4,984円	937,658,984
H 1 8 年度	1,606,197	108.1日	4,939円	857,117,299
H 1 9 年度	1,567,895	107.3日	4,925円	828,780,196
H 2 0 年度	1,816,338	99.4日	4,925円	888,746,888
H 2 1 年度	2,073,468	125.9日	4,920円	1,283,925,680
H 2 2 年度	1,648,311	120.2日	4,835円	957,667,542
H 2 3 年度	1,643,403	114.7日	4,783円	901,669,522
H 2 4 年度	1,545,961	111.0日	4,851円	832,629,496
H 2 5 年度	1,388,035	113.3日	4,819円	757,497,591
H 2 6 年度	1,284,466	108.2日	4,772円	663,156,671
H 2 7 年度	1,215,502	107.3日	4,782円	623,982,111

基本手当の平均給付日数の推移

- 特定受給資格者については、雇用情勢の影響等による増減が見られる。
- 特定受給資格者以外については、概ね一定である。

	全受給者計	特定受給資格者	特定受給資格者以外 (就職困難者を除く)
H14年度	140.0	180.1	113.0
H15年度	129.2	168.7	110.8
H16年度	115.1	157.5	94.8
H17年度	110.4	148.0	92.4
H18年度	108.1	146.3	90.3
H19年度	107.3	136.5	91.7
H20年度	99.4	105.2	92.5
H21年度	125.9	149.3	96.1
H22年度	120.2	151.5	93.1
H23年度	114.7	140.2	92.2
H24年度	111.0	134.8	91.8
H25年度	113.3	144.5	92.0
H26年度	108.2	132.2	91.3
H27年度	107.3	128.5	91.4

注) 特定受給資格者について、平成21年度以降は特定理由離職者(被保険者期間6月で受給資格を得られることとなる者に限る)を含んでいる。

基本手当に係る主な制度変遷について

○ 平成12年・平成15年改正で所定給付日数等を見直し

	平成12年改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)
改正の趣旨		<ul style="list-style-type: none"> 中高年層を中心に倒産、解雇等により離職した者への求職者給付の重点化 短時間就労者等の適用要件の見直しに伴う日額改定 	<ul style="list-style-type: none"> 通常労働者とパートタイム労働者の給付内容の一本化 壮年層の給付日数の改善 基本手当日額と再就職時賃金の逆転現象の解消 	<ul style="list-style-type: none"> 特定理由離職者区分の創設 個別延長給付の創設 再就職手当の給付率引上げ等 常用就職支度手当の対象範囲拡大及び給付率引上げ <平成23年度末まで> 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金日額の引上げ 再就職手当の給付率引上げ 常用就職支度手当の給付率の暫定的引上げの恒久化
法定賃金日額 ※ ()内は短時間労働被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 下限：3,960円 (2,970) 上限：13,560～ 18,080円 	<ul style="list-style-type: none"> 下限：4,290円 (2,150) 上限：14,720～ 19,620円 	<ul style="list-style-type: none"> 下限：<u>2,140円</u> 上限：<u>13,160～</u> <u>16,080円</u> 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 下限：<u>2,320円</u> 上限：<u>12,870～</u> <u>15,730円</u>
給付率 ※ ()内は60歳以上	60(50)～80%	同左	<u>50(45)</u> ～80%	同左	同左
所定給付日数	90～300日	<ul style="list-style-type: none"> 特定受給資格者： 90～330日 特定受給資格者以外： 90～<u>180日</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 特定受給資格者： 90～330日 特定受給資格者以外： 90～<u>150日</u> 	特定受給資格者： (特定理由離職者も同様) 90～330日 特定受給資格者以外： 90～150日 個別延長給付の創設	同左

(参考1)平成12年改正前後の所定給付日数の変遷

※ 上段が改正後、下段 () 内が改正前

○一般被保険者（短時間労働被保険者以外）

A 特定受給資格者

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90 (90)	90 (90)	120 [30] (90)	180 (180)	-
30歳以上45歳未満	90 (90)	90 (90)	180 (180)	210 (210)	240 [30] (210)
45歳以上60歳未満	90 (90)	180 (180)	240 [30] (210)	270 [30] (240)	330 [30] (300)
60歳以上65歳未満	90 (90)	150 [Δ90] (240)	180 [Δ120] (300)	210 [Δ90] (300)	240 [Δ60] (300)

B 特定受給資格者以外

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90 (90)	90 (90)	120 [30] (90)	150 [Δ30] (180)	-
30歳以上45歳未満	90 (90)	90 (90)	120 [Δ60] (180)	150 [Δ60] (210)	180 [Δ30] (210)
45歳以上60歳未満	90 (90)	90 [Δ90] (180)	120 [Δ90] (210)	150 [Δ90] (240)	180 [Δ120] (300)
60歳以上65歳未満	90 (90)	90 [Δ150] (240)	120 [Δ180] (300)	150 [Δ150] (300)	180 [Δ120] (300)

(参考2)平成15年改正前後の所定給付日数の変遷

※ 上段が改正後、下段 () 内が改正前

○一般被保険者（短時間労働被保険者以外）

A 特定受給資格者

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90 (90)	90 (90)	120 (120)	180 (180)	-
30歳以上35歳未満	90 (90)	90 (90)	180 (180)	210 (210)	240 (240)
35歳以上45歳未満	90 (90)	90 (90)	180 (180)	240 [30] (210)	270 [30] (240)
45歳以上60歳未満	90 (90)	180 (180)	240 (240)	270 (270)	330 (330)
60歳以上65歳未満	90 (90)	150 (150)	180 (180)	210 (210)	240 (240)

B 特定受給資格者以外

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90 (90)	90 (90)	90 [Δ30] (120)	120 [Δ30] (150)	-
30歳以上35歳未満	90 (90)	90 (90)	90 [Δ30] (120)	120 [Δ30] (150)	150 [Δ30] (180)
35歳以上45歳未満	90 (90)	90 (90)	90 [Δ30] (120)	120 [Δ30] (150)	150 [Δ30] (180)
45歳以上60歳未満	90 (90)	90 (90)	90 [Δ30] (120)	120 [Δ30] (150)	150 [Δ30] (180)
60歳以上65歳未満	90 (90)	90 (90)	90 [Δ30] (120)	120 [Δ30] (150)	150 [Δ30] (180)

特定受給資格者の基準

【特定受給資格者】

○ 倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

① 「倒産」等により離職した者

- (1) 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続きの申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合（1か月に30人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- (3) 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- (4) 事業所の移転により、通勤困難となったため離職した者

② 「解雇」等により離職した者

- (1) 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- (3) 賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかったこと（※）等により離職した者
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
- (5) 離職の直前6ヶ月間のうちに3月連続して45時間、1月で100時間又は2～6月平均で月80時間を超える時間外労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- (6) 事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたこと（※）
- (7) 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- (8) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- (9) 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者（上記（7）に該当する者を除く。）
- (10) 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより離職した者
- (11) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）
- (12) 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヶ月以上となったことにより離職した者
- (13) 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

（※）平成29年1月より施行

特定受給資格者の受給資格決定件数の推移

単位：件、%

	受給資格決定件数				
		特定受給資格者	構成比	特定受給資格者以外	構成比
平成14年度	2,631,398	832,043	31.6	1,799,355	68.4
平成15年度	2,334,467	630,790	27.0	1,703,677	73.0
平成16年度	2,152,030	510,937	23.7	1,641,093	76.3
平成17年度	2,088,236	475,247	22.8	1,612,989	77.2
平成18年度	1,987,274	433,726	21.8	1,553,548	78.2
平成19年度	1,895,008	449,687	23.7	1,445,321	76.3
平成20年度	2,200,007	812,172	36.9	1,387,835	63.1
平成21年度	2,265,042	1,013,253	44.7	1,251,789	55.3
平成22年度	1,902,110	662,299	34.8	1,239,811	65.2
平成23年度	1,931,711	650,605	33.7	1,281,106	66.3
平成24年度	1,831,443	551,715	30.1	1,279,728	69.9
平成25年度	1,665,847	442,389	26.6	1,223,458	73.4
平成26年度	1,564,722	379,366	24.2	1,185,356	75.8
平成27年度	1,491,060	350,615	23.5	1,140,445	76.5

注) 特定受給資格者について、平成21年度以降は特定理由離職者（暫定措置の対象者に限る）を含んでいる。

特定受給資格者の基本手当の受給状況

○ 平均して、所定給付日数のうち6～8割強を受給している。

【所定給付日数】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	90日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	90日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

【平均給付日数(受給率)】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	76.9日 (85.4%)	72.6日 (80.6%)	89.2日 (74.4%)	110.9日 (61.6%)	— —
30歳以上 35歳未満	79.8日 (88.7%)	74.9日 (83.2%)	126.1日 (70.1%)	134.6日 (64.1%)	— —
35歳以上 45歳未満	78.3日 (87.1%)	74.2日 (82.5%)	123.7日 (68.7%)	150.1日 (62.5%)	168.8日 (62.5%)
45歳以上 60歳未満	77.1日 (85.6%)	131.5日 (73.1%)	162.9日 (67.9%)	181.9日 (67.4%)	214.8日 (65.1%)
60歳以上 65歳未満	78.8日 (87.6%)	118.1日 (78.7%)	144.4日 (80.2%)	174.1日 (82.9%)	199.4日 (83.1%)

(注1) 平成27年度の基本手当の受給状況を集計したもの。

(注2) 受給率 = 平均給付日数 / 所定給付日数 × 100 平均給付日数 = 給付延日数 / 初回受給者数

特定受給資格者以外の基本手当の受給状況

○ 平均して、所定給付日数のうち8～9割を受給している。

【所定給付日数】

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	—	90日	90日	120日	—
30歳以上 35歳未満	—	90日	90日	120日	150日
35歳以上 45歳未満	—	90日	90日	120日	150日
45歳以上 60歳未満	—	90日	90日	120日	150日
60歳以上 65歳未満	—	90日	90日	120日	150日

【平均給付日数(受給率)】

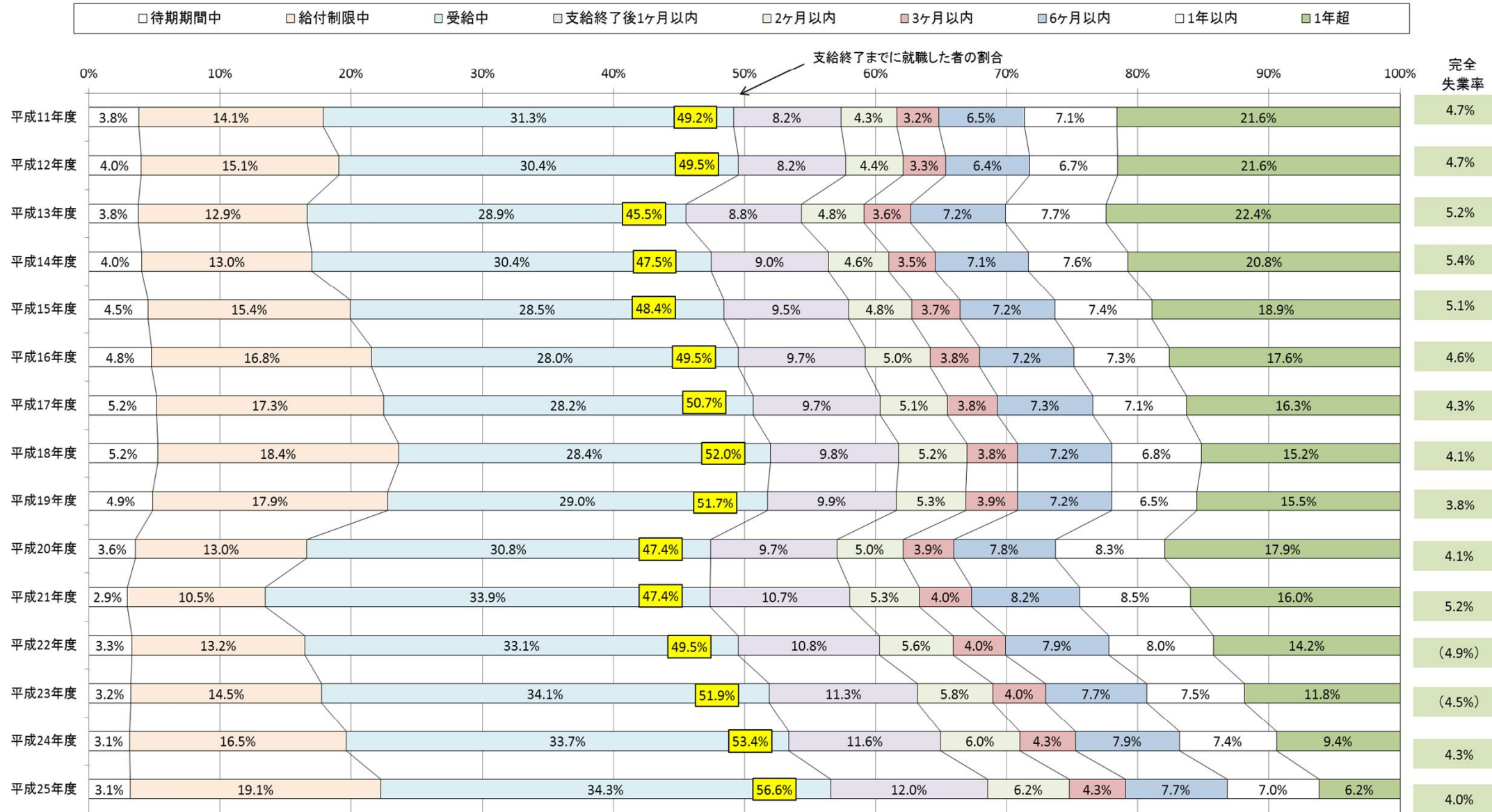
被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	— —	77.1日 (85.6%)	80.5日 (89.4%)	102.7日 (85.6%)	— —
30歳以上 35歳未満	— —	80.0日 (88.9%)	80.8日 (89.7%)	105.0日 (87.5%)	— —
35歳以上 45歳未満	— —	78.6日 (87.4%)	78.6日 (87.3%)	102.0日 (85.0%)	125.8日 (83.9%)
45歳以上 60歳未満	— —	78.6日 (87.3%)	79.8日 (88.7%)	104.5日 (87.1%)	129.9日 (86.6%)
60歳以上 65歳未満	— —	81.4日 (90.4%)	84.2日 (93.5%)	111.7日 (93.1%)	139.4日 (93.0%)

(注1) 平成27年度の基本手当の受給状況を集計したもの。

(注2) 受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100 平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数

基本手当受給者の再就職状況H11～25年度

○ おおむね5割前後の者が支給終了までに就職している。



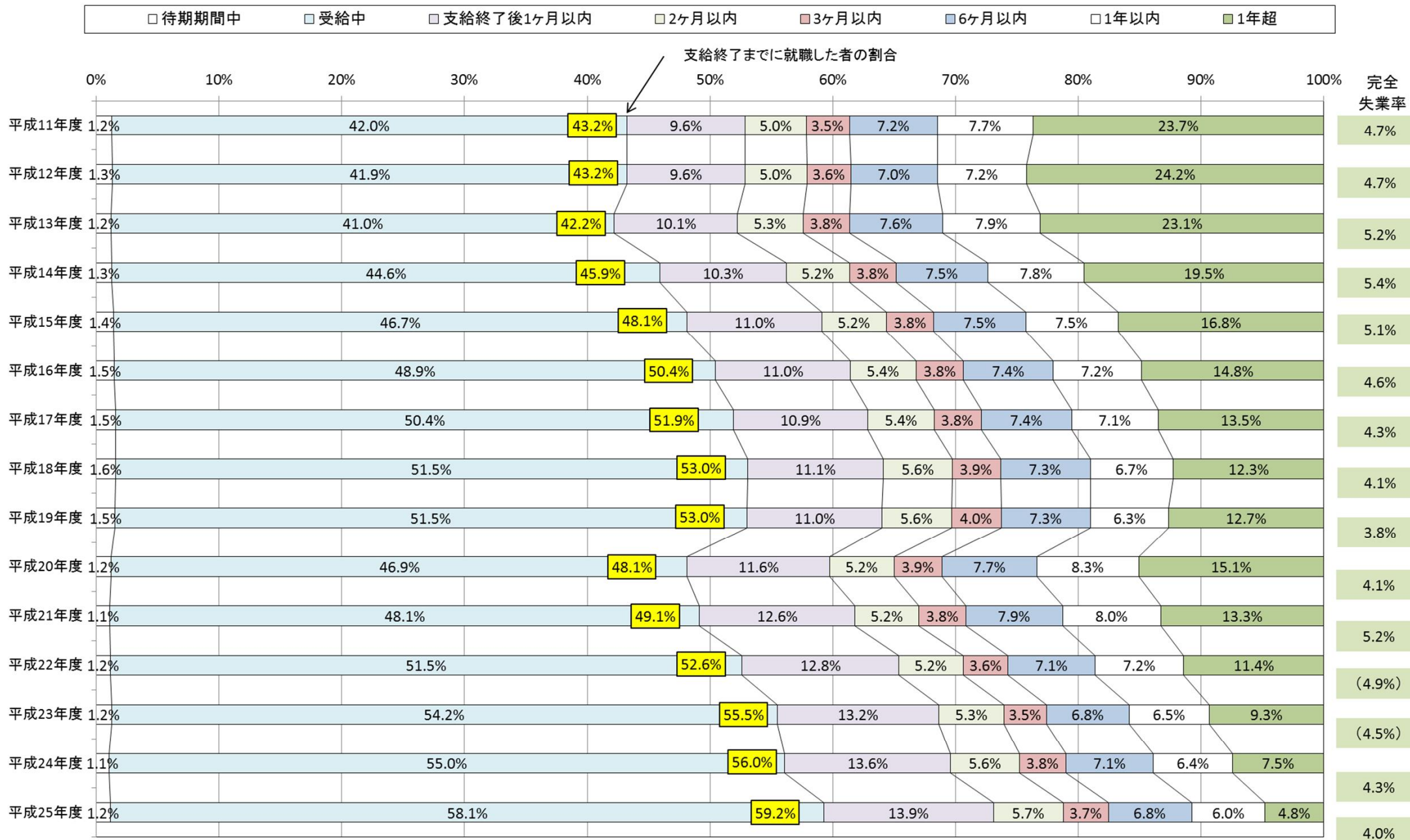
(注1)平成11～25年度の各年度について受給資格決定をした者について、平成28年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

(注3)就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注4)完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

特定受給資格者の再就職状況H11～25年度



(注1) 平成11～25年度の各年度について受給資格決定をした特定受給資格者(就職困難者除く)について、平成28年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 特定受給資格者については、平成11,12年度はみなし、平成21年度以降は特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。

(注3) 平成21年度以降は個別延長給付を支給している

(注4) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注5) 完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

特定受給資格者以外の者の再就職状況H11～25年度

□ 待期期間中 □ 給付制限中 □ 受給中 □ 支給終了後1ヶ月以内 □ 2ヶ月以内 □ 3ヶ月以内 □ 6ヶ月以内 □ 1年以内 □ 1年超



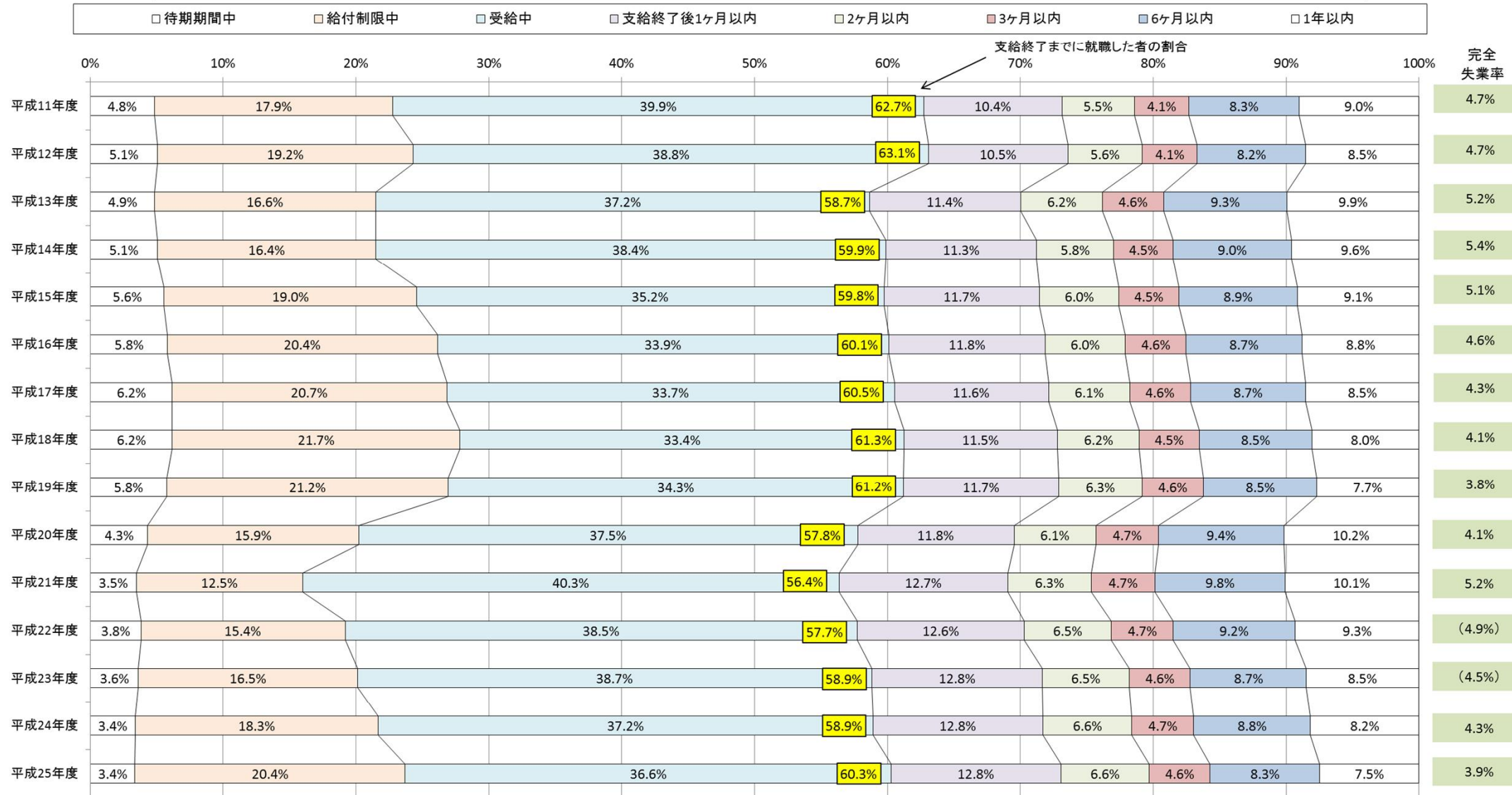
(注1) 平成11～25年度の各年度について受給資格決定をした特定受給資格者以外の者(就職困難者除く)について、平成28年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注3) 完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

基本手当受給者の再就職状況H11～25年度 (支給終了後1年経過して就職した者を除く)

○ おおむね6割前後の者が支給終了までに就職している。



(注1) 平成11～25年度の各年度について受給資格決定をした者について、平成28年5月末時点の就職状況を特別に調査したものの。

(注2) 平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

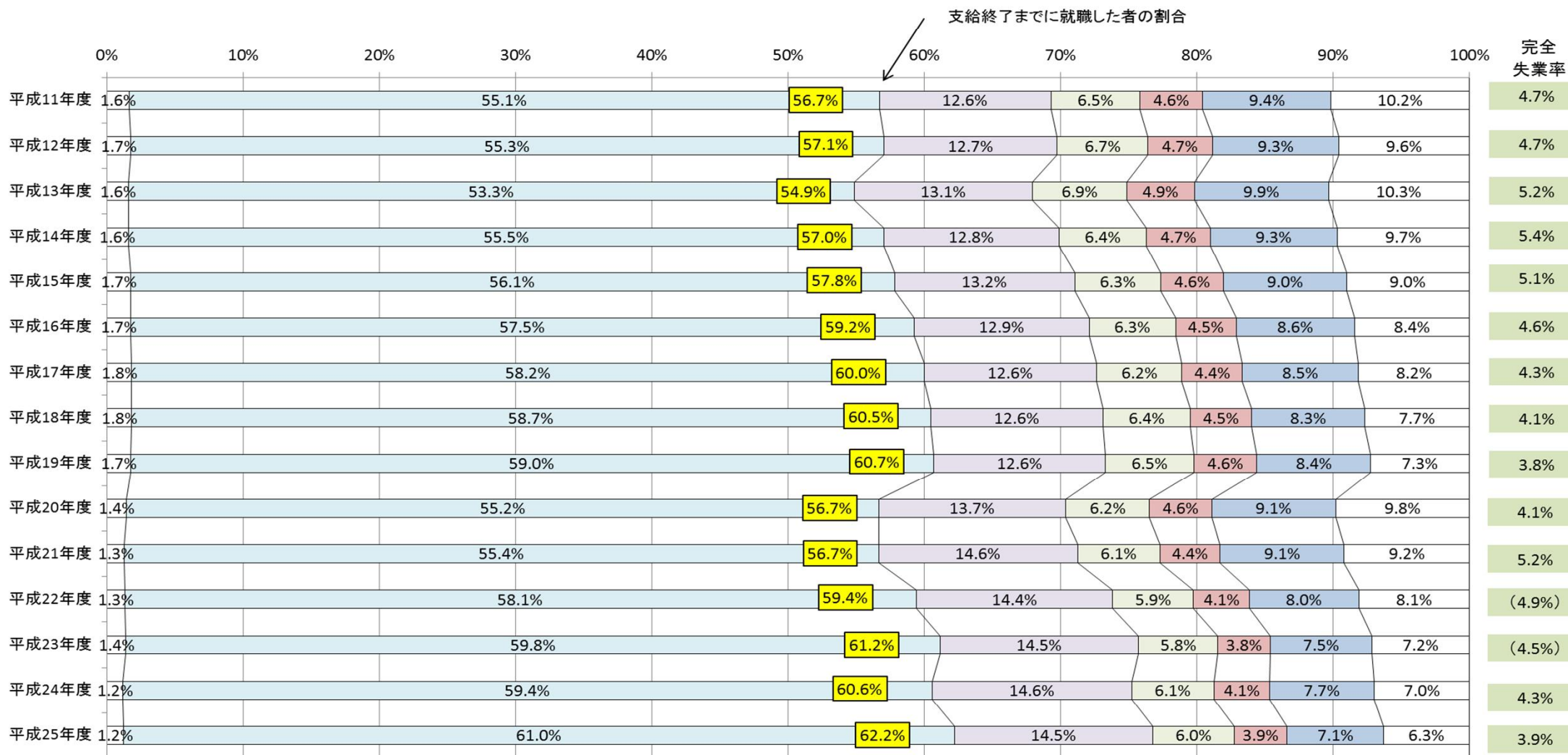
(注3) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注4) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(注5) 完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

特定受給資格者の再就職状況H11～25年度 (支給終了後1年超経過して就職した者を除く)

□ 待期間中 □ 受給中 □ 支給終了後1ヶ月以内 □ 2ヶ月以内 □ 3ヶ月以内 □ 6ヶ月以内 □ 1年以内



(注1) 平成11～25年度の各年度について受給資格決定をした特定受給資格者(就職困難者除く)について、平成28年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 特定受給資格者については、平成11,12年度はみなし、平成21年度以降は特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。

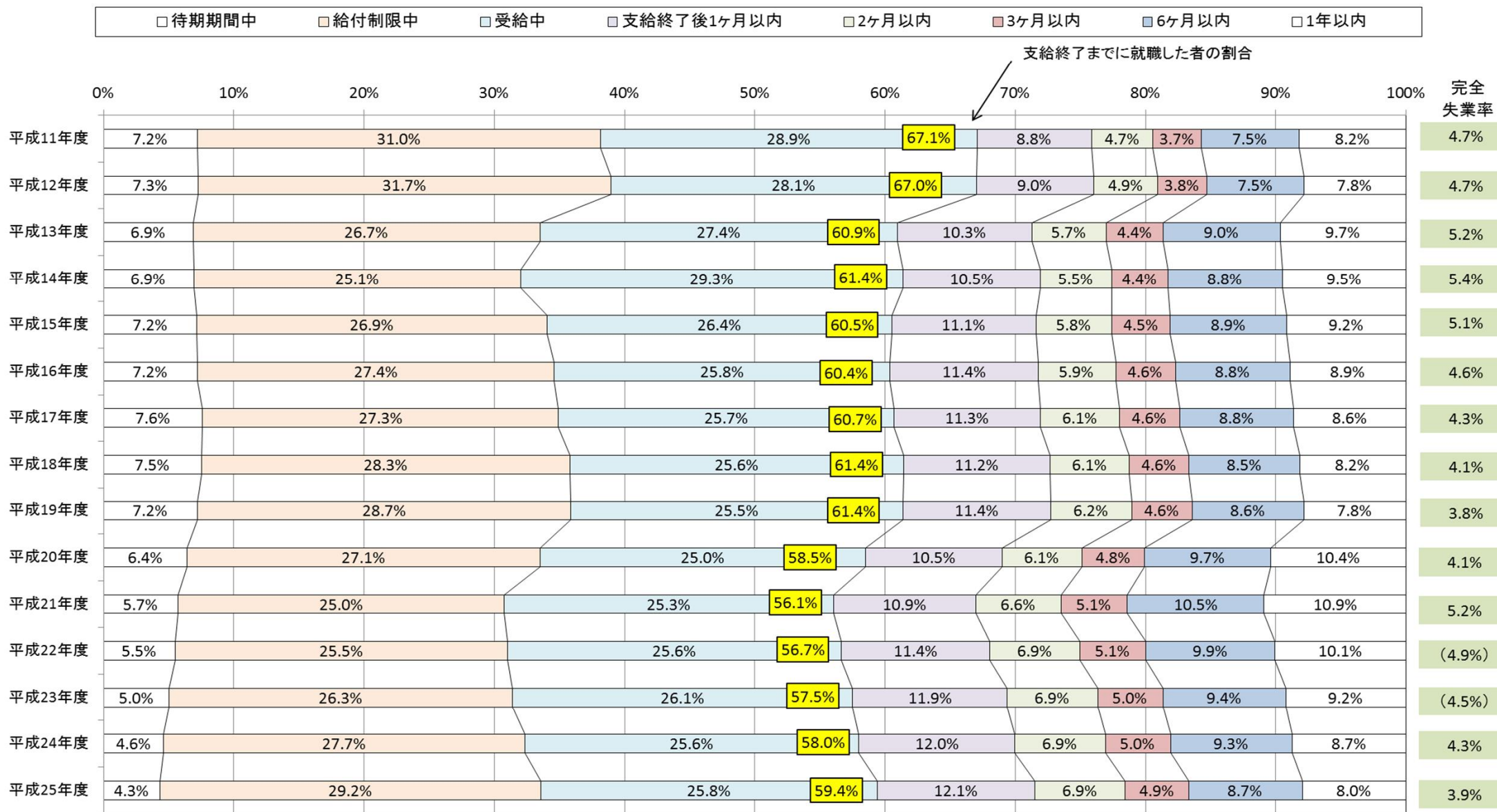
(注3) 平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

(注4) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注5) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く

(注6) 完全失業率は、労働力調査(総務省)。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

特定受給資格者以外の者の再就職状況H11～25年度 (支給終了後1年超経過して就職した者を除く)



(注1) 平成11～25年度の各年度について受給資格決定をした特定受給資格者以外の者(就職困難者除く)について、平成28年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注3) 支給終了後1年経過して就職した者を除く。

(注4) 完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

所定給付日数別再就職状況(特定受給資格者)

【所定給付日数】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	90日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	90日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

【就職率】 特定受給資格者全体の就職率 59.2%(53.3%)

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	計
30歳未満	46.6% (39.8%)	52.9% (44.9%)	59.3% (52.4%)	69.4% (66.3%)	—	53.1% (45.6%)
30歳以上 35歳未満	42.7% (35.6%)	48.7% (39.8%)	66.1% (59.8%)	71.0% (67.2%)	—	55.6% (48.4%)
35歳以上 45歳未満	42.7% (34.7%)	48.7% (40.0%)	62.8% (56.5%)	72.5% (68.6%)	72.8% (71.5%)	57.5% (50.8%)
45歳以上 60歳未満	43.9% (35.6%)	60.3% (54.1%)	63.7% (59.1%)	67.3% (63.6%)	70.9% (70.1%)	63.3% (58.9%)
60歳以上 65歳未満	50.0% (42.8%)	64.5% (58.5%)	66.9% (61.0%)	65.7% (61.0%)	68.3% (63.9%)	65.6% (60.3%)

(注1)平成25年度に受給資格決定をした特定受給資格者(就職困難者除く)について、平成28年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)特定受給資格者には特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。

(注3)就職率について、上段は就職者を100とした場合の支給終了(個別延長給付を含む)までに就職した割合、下段括弧書きは就職者を100とした場合の所定給付日数支給終了までに就職した割合である。

所定給付日数別再就職状況(特定受給資格者以外)

【所定給付日数】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	—	90日	90日	120日	—
30歳以上 35歳未満	—	90日	90日	120日	150日
35歳以上 45歳未満	—	90日	90日	120日	150日
45歳以上 60歳未満	—	90日	90日	120日	150日
60歳以上 65歳未満	—	90日	90日	120日	150日

【就職率】特定受給資格者以外全体の就職率 55.3%

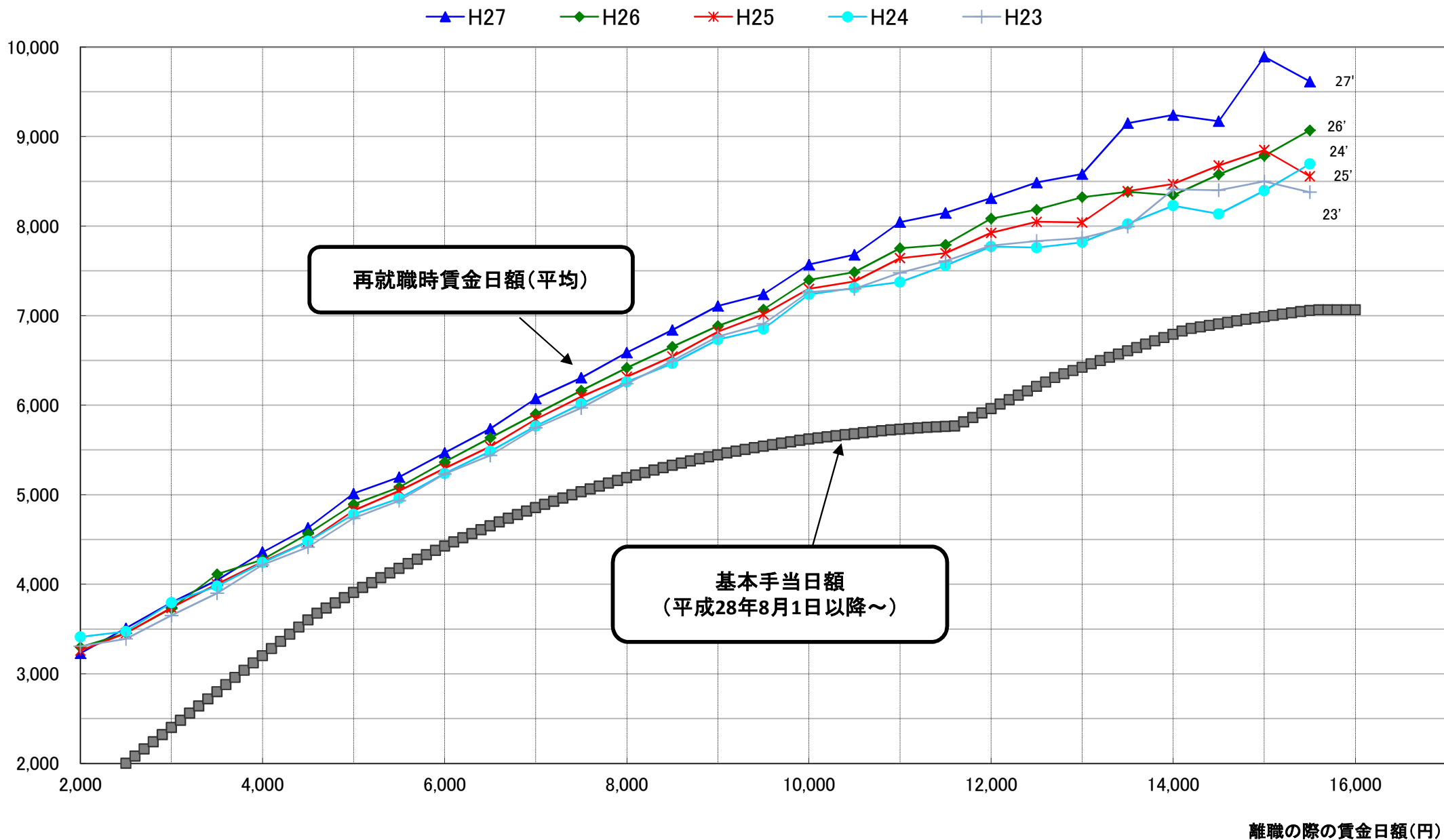
区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	計
30歳未満	—	60.1%	56.1%	60.8%	—	59.1%
30歳以上 35歳未満	—	50.8%	54.4%	58.4%	—	53.3%
35歳以上 45歳未満	—	51.6%	54.9%	60.9%	62.3%	54.9%
45歳以上 60歳未満	—	51.4%	54.0%	57.0%	55.9%	53.6%
60歳以上 65歳未満	—	54.5%	52.2%	51.3%	44.4%	49.2%

(注1)平成25年度に受給資格決定をした特定受給資格者以外の者(就職困難者除く)について、平成28年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)就職率は就職者を100とした場合の所定給付日数支給終了までに就職した割合である。

基本手当日額と再就職時賃金日額(平均)の状況(全年齢)

基本手当日額・再就職時賃金日額(円)



注) 再就職時賃金日額は、各年度に受給資格決定をした者のうち、平成28年5月末までに雇用保険の被保険者として就職した者の賃金日額である。

基本手当日額の推移

適用年月	基本手当日額				
	最低額	最高額			
		30歳未満	30歳以上 45歳未満	45歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満
平成19年 8月	1,656 円	6,365円	7,070円	7,775円	6,777円
平成20年 8月	1,648 円	6,330円	7,030円	7,730円	6,741円
平成21年 8月	1,640 円	6,290円	6,990円	7,685円	6,700円
平成22年 8月	1,600 円	6,145円	6,825円	7,505円	6,543円
平成23年改正法定額に基づく日額	1,856 円	6,435円	7,150円	7,865円	6,759円
平成23年 8月	1,864 円	6,455円	7,170円	7,890円	6,777円
平成24年 8月	1,856 円	6,440円	7,155円	7,870円	6,759円
平成25年 8月	1,848円	6,405円	7,115円	7,830円	6,723円
平成26年 8月	1,840 円	6,390円	7,100円	7,805円	6,709円
平成27年 8月	1,840 円	6,395円	7,105円	7,810円	6,714円
平成28年 8月	1,832 円	6,370円	7,075円	7,775円	6,687円

基本手当に係る論点について

基本手当については、

- ① 就職までの生活の安定及び再就職の促進を図るという雇用保険の趣旨
- ② 所定給付日数等が就職行動に与える影響

等の点から、以下についてどう考えるか。

- 基本手当の給付水準（給付日数、給付額、給付率等）